議会改革特別委員会会議録

招　　集

令和８年９月２９日（火）予算決算委員会全体会終了後 議会委員会室

出席委員（８名）

（委員長）矢田貝　香　織　　（副委員長）塚　田　佳　充

伊　藤　ひろえ　　門　脇　　由　　津　田　幸　一　　又　野　史　朗

鷲　尾　一　樹　　渡　邉　洋　介

欠席委員（０名）

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　坂本庶務担当局長補佐

傍 聴 者

新井議員　今城議員　大下議員　加藤議員　津田議員　錦織議員　前島議員　松田議員

三木議員　矢倉議員　吉岡議員

一般１名

協議事件

米子市議会議員政治倫理条例について

～～～

どもの修正案でございます。以上です。

○矢田貝委員長　皆様から何か質問等、確認したいようなことはありませんでしょうか。

それでは、公明党議員団の説明をお願いいたします。

津田委員。

○津田委員　公明党も赤字で記載してるところが修正案でございます。読み上げてみますと､｢職員は国又は自治体から補助金等の交付を受けている法人の代表者又は役員に就任したときは、その就任から３０日以内に、その事業を証する資料を添付して市議会議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも同様とする」ということでございます。

この条文には、議長という言葉が２つ出てきまして。それでそれを分かりやすく「市議会議長」というふうにしております。それで議長というのが、もう一つの議長が、これが会議長、議長が２つ出てくるので、分かりやすくこれを分けているということで、このような「市議会議長にその旨を届けなければならない」というふうにしております。以上でございます。

○矢田貝委員長　この市議会議長という言葉を分かりやすく出しているというところについては前回も御説明をいただいた話ということで受け止めたいと思います。

皆様から質問等、御意見ございませんでしょうか。

それでは次、緑風会さんの説明をいただきたいと思います。

鷲尾委員。

○鷲尾委員　書いてあるとおりにはなると思うんですけど、私達は、｢議員は自ら又は議員の関係者が役員となり、若しくは実質的に経営に携わる法人等が市又は出資法人が発注する工事、製造その他の請負に係る契約を締結しようとするときは」、「地方‥」すいませんちょっと長くなるんでちょっと省略するんですが、２、３、順番もちょっと違うんですけど、訂正等あればまた言っていただければ、内容はこのとおりになります。以上です。

○矢田貝委員長　皆様大丈夫でしょうか。それではですね、同じような視点で書き上げていただいておりますが‥

（｢委員長、すみません。１点お尋ねしてもいいですか。」と門脇委員）

門脇委員。

○門脇委員　改正案の最初のところです、４行目から、｢地方自治法第９２条の２の規定の趣旨に鑑み、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう」、恐らくここまでは現行の条文と同じだと思うんですけれども、その後の「当該契約を辞退するように努めなければならない」というところなんですけれども、９２条の２においてはですね、法改正もありまして、1会計年度３００万円以内の請負であれば可能であるということになっております、現行は。そこにおいて「辞退するように努めなければならない」と改正案出されているところの理由をちょっとお尋ねしたいなと思うんですけれども。

○矢田貝委員長　鷲尾委員。

○鷲尾委員　ここは「努め」、ちょっと書いたんですけど、「しなければならない」でどうでしょうか。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　「しなければならない」でもちょっと同じような意味合いかなと思うんです

けれども、要するに必ずしも辞退しなくてもいいというか、必ずしもこれがいけないっていう場合のみでは現行多分ないと思うので、要するに「９２条の２の規定の趣旨に鑑み」っていうのは、いわゆる市からの請負の事業について１会計年度において３００万円以内であれば議員であっても請負することができるというのが今の法令上の扱いだと思うんですけれども、そうすると倫理条例において「辞退するようにしなければならない」とか「努めなければならない」という記載をしてしまうこと自体がちょっと疑問に感じているんですけど、どうなんでしょうか。

○矢田貝委員長　鷲尾委員。

○鷲尾委員　そうですね。では、削除の方針でお願いします。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　すいません、そこはちょっと聞きたかったので議論してもいいのかなと思うんですけど、ちょっとその辺の認識を聞きたかったので、どうなのかというところで聞いてみたんですが。

○矢田貝委員長　他皆さん、何か御意見ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員　私もこの５条のところで、様々皆さん提案してくださってるんですけど、県とか兼職禁止になってるけれども、市町村議員は兼職禁止ではないじゃないですか。そこら辺のところで、報告をしなければならないということなんですけれども、様々な役員や代表になっている方もいらっしゃったりとかすると、抵触しなければ要らないんじゃないかなと私は思うんですけど、ほかの法律や規則との整合性をやっぱり何か考えて修正した方がいいんじゃないかなと思ったところでした。以上です。

○矢田貝委員長　ほかの委員の皆様いかがでしょうか。私も意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。場所替わりませんけれども。この条例の５条の目的というところでいきますと、自らの立ち位置をきっちりと表明をして、オープンにしておく必要性っていう部分だと思います。具体的に自治法の中身のところについて変わっていく都度、そのことがどうなのかっていうこととか、それに遵守をしていくという姿勢は変わらないわけですね、中身がどんどん変わっていっても。となると、取り下げてもいいですというふうに鷲尾委員おっしゃいましたけれども、この中で、この５条の目的というのをしっかりと考えるとそこは自然に鷲尾委員もオーケーとおっしゃいましたので消えていく部分なのかなというふうに思います。次の議論のところで、まとまった資料のときには削除ということで皆さんが確認できれば、この部分についてはなくしてまいりたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

（〔異議なし〕と声あり）

○矢田貝委員長　確認いただいたということにします。

具体的にどういう表現でまとめていくかということですけれども、次の最後までいったときにもう一回資料提示するときにですね、こうして同じ形が列挙されているのも美しくないので、少しどの会派からいただいた案に沿った形でまとめていくのかというところを御意見をいただきたいと思うんですけれども。

塚田委員。

○塚田委員　我々の方から出さしていただいた分もあるんですけども、現行の条文も私も

何回も読みましたけど、括弧が多すぎてね、読みにくくて、それで、公明党さんが出していただいた文章なんかがすごい読みやすいなとは思ってたんです。それでもうちょっと詳しく入れたほうがいいのかもしれませんけど、これでいいような感じはするので、ちょっと現行の条文のままでいくと、あまり読みにくいなと思ったので、私は今、皆さんから出していただいた文を読みながら公明党さんのやつが一番読みやすいなとは思いました。意見として。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　あれ、ちょっと確認ですけど、公明党さんのはこれ第５条第２項ではないですか。なので、現行の文はあって、そのままこの括弧というのありながら第２項ですよね。そういうことでよろしいですね。

○矢田貝委員長　じゃないと第９２条というところがないものになってしまいますからね。

伊藤委員。

○伊藤委員　なんかちょっと戻って申し訳ないんですけど、私は新政自民さんが提案してくださってる「公正性及び透明性を確保するよう努めなければならない」よりか、「市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない」のほうが、私としては何か、イメージしやすいのかなって思ったりします。皆さんの御意見はどうなのかなと思ったりもするんですけど。ここの多分倫理条例の中には、公平性、透明性っていうのは何回か出てくるんじゃないかなと思うんですけど、市民に疑惑を持たれないようにしなければならないということを何か常に思っていると、いろいろ襟を正していけるのかなと思ったりもしました。以上です。意見です。

○矢田貝委員長　いかがでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　今の論点をちょっと全体の話でさせてもらいますと、今の現行の第５条の文言をどうするかっていうところもあるんですが、もう一つはその公明党さん、緑風会さん、それから前島委員が出されている。これは恐らく２項、もしくは３項で付け加えて入れていく内容についてだと思うので、この２つを議論したほうがいいのかなと思います。

先ほどの伊藤委員のお話の、現行の条文の文言をどうするかというところにつきましては、私の考えとしては、あえて「市民に疑惑の念を生じさせることないよう」っていう文章をなくさなくても、例えばその後に「公正性及び透明性を確保をしなければならない」を入れるとかでも問題はないのかなとは思うんですけれども。そのままいってもいいかと思いますし、恐らく細かい文言のあたりは次回というか、改めてになるとは思うんですけれども、私としてはそのように思ってます。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　私も門脇議員の意見に賛成でございまして、この条文について続いて２項３項をつけるのか、それとも新政自民さんの出しておられる案でいくのかというようなところだと私も考えております。以上です。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　皆様の話を聞いてなんですけれども、元から５条自体そこまで変える必要はないと私も思ってまして、あと、付け加えるとすれば２項として上げておられるところが

ありますんで、公明党さんの文がすっきりしてていいのかなと思いますんで、付け加えるという格好でいけばいいのかなと私は思います。以上です。

○矢田貝委員長　そのほか御意見ありますでしょうか。

それでは新政自民さんの改正案、いただいたものと、公明党議員団から出されているものを足した形で、次回のまとめた資料としてもう一回議論するチャンスがあると思いますので、その方向でよろしいでしょうか

伊藤委員。

○伊藤委員　これはこれでいいと思うんですけれども、この「３０日以内に」っていうのは結構あっという間だと思うんですね。よく登記とかそういうことでももうちょっと日にちがあるのかなと思ったりもしますが、これを、私、ほかの市の条文見てないのでなんですけれども、これ、３０日以内にこれをしなかったら、罰則規定とか何かあるんでしょうか。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　すみません、それは調べておりませんので。罰則規定とかは。前島委員の出された分も３０日以内で出してあるんで、大体３０日が妥当じゃないかなと私は考えておるんですけど、それはほかの文章にもあったことを引用しておりますんで。３０日というのが妥当で上げられていると考えております。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　ありがとうございます。ここのところは、「国又は自治体から補助金等の交付を受けている法人の代表者又は役員に就任したとき」なんですけれども、例えば当初は国又は自治体から補助金の交付を受けていなかったけれども、それを役員にはなっていて、受けてはなかったけれども後で交付を受けることになったときとか、何か細かく言えばいろいろなんだか難しいなと思ったりもするので、そこのもうちょっと細かい詳細の何かがあるとありがたいなと思うし、それが例えばこういう例っていうのがあるともっと分かりやすいのかなと思ったりもします。何かとってもちっちゃい団体から大きい団体や企業の役員からいろいろあると思うと、詳細分かってたほうがいいのかなと思いました。以上です。

○矢田貝委員長　皆様ほかにありますか。

門脇委員。

○門脇委員　先ほど委員長のお話で現行の条文に公明党さんの改正案、２項のものを付け加える形で次回議論しましょうという話があったんですけれども、この公明党さんが出されている内容と、あと緑風会さんと前島議員が出されてる内容、ちょっと微妙に違う部分もあって、この３つをまとめた内容で話を次回進めたほうがいいのではないかと思います。例えば公明党さんの分は届出だけですけれども、緑風会さんや前島議員のほうは、それを公表するっていうところまで言及されていますし、恐らくこの第２項以降に付け加える改正の目的としては、市から補助金などを受け取る法人の代表者、役員に議員が就任した場合に、それを届出もしくは公表なんかによって透明性を確保するということが恐らく目的になっているのだろうと思いますので、その辺ちょっと微妙に内容が違ったりするので、この３つをまとめた形で議論するのがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長　うなずかれてる方が多いようですけれども、御発言でお願いできますか。

又野委員。

○又野委員　確かに２項に関わる部分で公明党さんのに付け加えた格好で緑風会さんと前島議員さんのがあると思うので、どのようにここをまとめられるのかっていうのは委員長がされるのかあれですけれども、まとめた格好でよろしいかなと思います。

○矢田貝委員長　よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長　分かりました。新政自民さんのものに公明党議員団のを足す、その中にもう少し解説として伊藤委員おっしゃいましたように、３０日なのか、なるべく早くなのか、そこに対してどのような罰則が、いろいろな細かいケースがあるんじゃないかというところが次の協議の中に残されていくというふうに思います。また、公表ですね。そこのところも含めた次回の協議という門脇委員の御発言もいただきました。この件についても皆様御了解ということでよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○矢田貝委員長　ではそのような資料の残し方で次回の協議にしてまいりたいと思います。　５条について皆様、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長　ありがとうございます。

では６条に進みたいと思います。

新政自民さんの御説明をお願いいたします。

渡邉委員。

○渡邉委員　６条、議員の記録と公開、職員の皆様にお願いすることでございますが、１項のところに関しては、これはもうフルスペックで書いてます。こういった内容を適切に記録して保存しなさいよということをフルスペックで書いているので、ここから議論をした上で、こんなに要らないんじゃないかというところは、これ、諮らせていただきたいと思います。

それと２項に関しては、私も公開っていうのはなるべくしたほうがいいのかなというところで、これは付け加えておりまして、３項なんですけれども、前回の委員会のときにこの「議員の正当な政策活動」というところに、やはりちょっとここはもう逆の考えがあるのでやめましょうということでありましたので、この３項については取り下げをさせてください。以上でございます。

○矢田貝委員長　皆様から確認、伺ってみたいようなことはございませんか。

それでは公明党議員団さんからの御説明をいただきたいと思います。

津田委員。

○塚田委員　それでは公明党からはですね、改正が必要な点というのは口利き防止の観点から記録する方法が不十分ということで、詳細を確認して残す場合は「求めるものとする」という記載について協議してはということで話がまとまりまして、記録した分の扱い、それから、あと保管年数も検討が必要ではないかということでございます。それでここの下の３行のところなんですけど、ここに「一定の公職にある者からの提言・要望・意見等に関する取扱要領の施行について」ということで、これをしっかりと捉えるために一文加えてはどうかということの話が出ました。以上でございます。

○矢田貝委員長　委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは門脇委員お願いします。

門脇委員。

○門脇委員　これは今回の９月議会の一般質問でも少し実は触れさせていただいた部分なんですけれども、今年の４月１日から執行部のほうではこの政治倫理条例の６条の規定にかかわらず、既に運用を変えられておられます。ちょっと改選があったので新人議員には資料がいってないと思いますけれども、これまでの現職の議員のほうには資料が恐らく行っているものと思いますけれども、この第６条に関しては、今第４条の第１項の規定に係る行為があったときに記録を取るということになってますけれども、結果として一般質問でお話ししたように、平成３０年にこの文言に改正があってから、本年の３月３１日までの間にとられた記録というのがゼロ件であったと。これは４条の１項に規定する、要は不正な行為というものがなかったというふうに受け取ることはできるんですけれども、ただこれを職員が判断して記録を取った場合に、一職員が政治倫理条例に違反する行為があったと認定することになりますから、そのあたりがもしかしたらハードルになって記録が残せなかったという可能性も実は排除できないというふうに思っています。ですので結論から言えば私は改正前の当初の条文に戻すべき、つまり４条１項の規定にかかわらずですね、当初は全て改正案のところに書いてますけれども、全ての提言、要望について記録を残すということになっておられましたので、そちらを戻すべきと考えます。現状、４月１日からそのような運用に執行部もなっているというところから、現状の執行部の運用と、この政治倫理条例の条文の内容に少しそごがあるといいますか、ずれが生じていると思いますので、これは実際の運用に合わせたほうがいいと考えてます。以上です。

○矢田貝委員長　委員の皆様から御意見、御質問等がございますでしょうか。

又野委員。

○又野委員　先ほど門脇委員がおっしゃられたんですけども、現状執行部のほうの扱いが４月から少し変更になってるので、それに合わせる格好でやるのがいいのではないかと思います。以上です。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　平成３０年までの条文に戻すべきだというふうな門脇委員の意見でしたが、私も何か記録として口利きなのかどうなのか職員が判断できないまま市民からのいろいろな要望を私もいろいろ伝えていました。それが、結構全て口利きというような形で出てきて問題になったというようなこともあったので、それもまた一職員が要望なのか、口利きなのか、その判断をしてしまうというようなことになるのではないかなと思います。なので、ここは今の市のほうが改正した部分を、私達ももうちょっときちんと理解をして、何て言うんですかね、要望票みたいな、何かしら書式を作って伝えるっていうほうがなんか確実なのかななんて思ったりもしたりします。それは別の話なんですけど。なので、前に戻すよりかは私は今のままでやったほうがいいのかなと思ってます。以上です。

○矢田貝委員長　６条の中で出てきている、すみません、しゃべらせていただきます。

令和８年４月１日からの運用開始となりました「一定の公職にある者からの提言・要望・意見等に関する取扱要領の施行について（通知）」というところについて、もう一回皆さんで確認をする機会を次回のときまでに取って、そこからもう一回議論をしていくというこ

となのかなというふうに思います。この条例だけでは話が進まないっていうか、結構深めていかないといけない部分じゃないかなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。皆様お手元にありますかね、もう既ににある。

渡邉委員。

○渡邉委員　まさに今委員長がおっしゃられたことに私は賛成をしたいと思います。この後、委員長からなければ私も手挙げたかったなと思うんですが、当時の決裁だったり、なぜこれを改正したのかっていうのを知らないままちょっと判断はできないかなと今思っております。なので、委員長の意見に賛成でございます。

○矢田貝委員長　門脇委員、議会でも質問なさったということで、しっかりと頭に入っておられての御発言だったと思うんですけど、委員全員が共有をしてこの議論深めていきたいと思いますので、この項についてはしっかりと次回の宿題ということで進めてまいりたいと思いますけどいかがでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　今、お話あったとおり、しっかり議論をすべき内容と思います。渡邉委員の方からこの改正の背景に何があったのかというところもありましたけれども、実は私もこの背景も実は調べておりまして、実はそれは全ての委員が認識した上でやっぱり議論を進めていくべき話かなと思いますので、しっかりと熟議できればと思っております。

○矢田貝委員長　はい。では、この件について最後までというよりはですね、次回の委員会の出だしで、６条についてはもう一回話をするということにさせていただこうと思うんですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と声あり。〕

○矢田貝委員長　それまでに委員会の委員の皆様に資料提供、共有してまいりたいと思います。

６条終わりまして７条に入りたいと思います。

新政自民さんの御説明をいただきたいと思います。

渡邉委員。

○渡邉委員　ここの審査の請求に関しては、これはもう多くの皆様からですけれども、誰ができて、どれぐらいの条件を達成したらできるのかっていうところだと思います。当会派のほうにおきましては、市民の皆様、有権者、選挙権を有する方に関しましては１００分の１以上の連署、そして議員というものを追加しまして議員にあっては４人以上の、ありました。すみません。赤にしてたんですけれども、これ、そもそも現行にありました「議員にあっては４人以上の連署をもって行うものとする」ということを追加したのと、実際にこの３項、４項に関しては受け取った側の議長がどうするかっていうところを、３項では審査会に付託するということと、４項においてはもし議長が対象者であれば副議長があるよっていうことをこれは明確に条文に入れたという趣旨で３項、４項は事務的な話を追加しております。

あと最後に、この上の１項のところに「市民」というところに関しましては、これは市の選挙権を有する者ということで、これもちょっと事務的な話であるんですけれども、限定した、特定したというところを特徴的に記載しておるのと、現行の文章中の６行目の「当該違反する行為を証する書類」っていうところに関しては、書類以外のものもあり得ると

いうところはもうこれから普通だと思いますので、ただ「書類」を「資料」、出してもらうものは同じだけでも「資料」という、これも言葉を選び直したというところでございます。以上でございます。

○矢田貝委員長　委員の皆様から何かございますか。

それでは公明党議員団からの御説明をいただきたいと思います。

津田委員。

○津田委員　公明党からは、この改正が必要な点というのを４つ上げておりまして、まず審査請求できるのは市民についてしか記載がないということであります。それで、２番目が、議員、これは議会や職員からも請求できるようにしておく必要があるのではないかということでございます。それからあと３つ目が、請求様式の統一を、それからあと申請方法、これ電子申請の検討も必要ではないかと。それから４つ目が申請期限の規定について協議の必要があるのではないかということが意見が出まして、それで、改正案としましては、多治見市の市議会を参考にできるのではないかということで、でもそれについては、請求に必要な人数、規定等の協議っていうのが必要になるのではないかという意見が出ました。以上でございます。

○矢田貝委員長　多治見の市議会の政治倫理条例につきましては、皆様のタブレットで共有できると思いますので、参考にしていただきながらというふうに思います。

御意見がありましたら伺います。

ないようですので進みたいと思います。

信風さんのほうから説明をいただきます。

伊藤委員。

○伊藤委員　改正が必要な点は皆さんと似てるのかなと思うんですけど、４人以上の連署が必要で迅速性に欠けるというふうにして、議員が逮捕・起訴された場合、客観的に疑いが生じた場合には市民の請求を待つことなく議長又は議員発議ができるというようなことが必要ではないのかなと思ったりもしました。改正案としては記載しましたけれども、２の「前項の規定にかかわらず、議員が刑事事件により逮捕若しくは拘留されたとき、又は公訴の提起を受けたときは、議長は審査の請求を待つことなく速やかに審査会に調査審議を求めることができる」としてはどうかと思いました。以上です。

○矢田貝委員長　委員の皆様から御発言がありますでしょうか。

それでは緑風会、御意見について御説明をお願いいたします。

鷲尾委員。

○鷲尾委員　現在は、市民が請求する場合にも議員が４名以上の連署が必要なんですけど、他市を参考にすると市民ルートと議員ルートに分けて請求している事例がありました。そこで美作市や大津市などのちょっと条例を参考にさせてもらって、市民と議員それぞれの請求要件と請求期間、議長の受理・棄却の基準を明確にして、より公平で分かりやす制度に見直してはどうかという提案になります。以上です。

○矢田貝委員長　委員の皆様から御発言がありますでしょうか。

それでは門脇委員、お願いします。

門脇委員。

○門脇委員　私の改正案読んでいただくとお分かりかと思うんですけれども、今現行の条

文ではですね、「当該違反する行為を証する書類を添え」というふうになってます。「証する」というのは、一般的にはそれを証明する、政治倫理条例に違反する行為を証明する書類のことを指すかと思いますけれども、そもそもそれを証明する書類があるならば、政治倫理審査会というのは設置する必要性がないのではないかと考えます。なぜかというと、政倫審というのは政治倫理条例に違反した疑いがある議員に対して、その違反があったかどうかを審査するものであろうかと思いますので、もしその違反が証されているとするならば、政倫審の次の段階、例えば辞職勧告決議であるとか、そういったものに移行するのではなかろうかと思いますので、このままの条文だと恐らく政倫審自体の設置が今後なされないのではないかというふうな心配をしています。現に、１０年前に市民の方から政倫審の設置の請求があったんですけれども、それを証する書類ということで添付した書類が、裁判の記録になるんですけれども、これをもってしても却下されているというところを見ますと、「証する書類」という表現ではなくて、平川市とか呉市などの条文にありますように「それを疑うに足る資料」とかですね、そういった表現にすべきではなかろうかと考えます。私も改正案のほうには「当該違反が疑われる行為を証する書類を添え」というふうに書いてますけれども、このような、ちょっとこれは随分前に書いたので、これよりかは平川市などのように「疑うに足る書類を添え」などの表現のほうがいいのではないかと考えます。

○矢田貝委員長　委員の皆様、御意見ございませんでしょうか。

ちょっと進み方が、今日皆さんからの意見を表明していただいておりますけれども、練ってきて、皆様が一旦持ち帰って意見を再度言うというこのスピード感がさっきの６条もそうなんですけれどもの、深めていくためには必要なのかなというところで、今日はとんとんと説明をいただいて進んでおりますけれども、何か事を急いでこの特別委員会を進めないといけないということではありませんので、また次回も引き続いてこのことについて、この間こんな説明があったけどということで、振り返っていっていただくのは全然いいかというふうに思っております。

特に質問等がないということは全くそのとおりだよねって思われるところも多くの皆様が思われたのかなっていうふうにも思うので、そこでちょっと自分は違う感覚を持っているというようなことがあれば、ぜひこの委員会の場で発言をいただいて、記録に残していきたいというふうに思うんですね。

その点いかがでしょうか。「証する」というところについて門脇委員の受け止めがあったわけですけれども。

渡邉委員。

○渡邉委員　ちょっとごめんなさい。聞きながら考えて追いついてなかったですけど、もう一度この「証する」っていうところをもう１回説明していただいてよろしいですか。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ちょっとできるだけ分かりやすく説明したいと思うんですが、まず現行条文読んでいただきまして、現行条文は、人数規定は別として、「当該違反する行為を証する書類を添え」とありますね。これ一般的には「証する書類」というのはそれを証明する書類であろうと思います。ですので、当該違反というのは、いわゆるこの政治倫理条例の第４条に定める規定に違反する行為であって、その違反があったと「証する書類」であります

ので、その書類がある時点でその違反が証明されているという非常に重いハードルであると考えます。であるならば、その時点で違反が証明されていることになってしまいますので、政倫審の設置の目的というのは本来は違反があるかどうかを審査するっていうものが審査会であろうと思いますので、そもそも設置の必要性がこのままではないのではないかとまず考えます。ですので、本来ならば違反があるという疑いをかけられたときに審査会というのは設置されて審査が行われて、違反があったかどうかを判断するというものになろうかと思いますので、この設置請求の際に「証する書類」というのはちょっとこの現行条文自体はこれだと設置されないというか、合ってない、請求要件としては合っていないんではないかというふうに考えます。本来であれば、先ほど申し上げた平川市ですとか呉市のように「疑うに足る資料」とか書類とか、そういったものを添えてが本来ではなかろうかと思います。というような説明なんですが。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　ありがとうございます。例えば「証する」という言葉の証明という言葉自体に、その確約をするところまで含むんでしょうか。何かこの今の話だと、「証明」という単語に対しても既に罰がかかる、違反が確定しているっていう言い方をもう決めつけちゃってるんですけれども。そこまで証明という言葉に意味を持たせるんでしょうかね。これは法律用語的、例えば原則という言葉があればただし書があるような感じで、法律のこの条文の中で言葉としてそこまで言い切れるものなんですかね、「証する」という言葉が証明ということで。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ですので、この「証する」という、言わばそうとも取れるような表現を改めるべきではなかろうかということで、他市の事例見ますと「疑うに足る書類」ですとかそういった表現になってますので、それで十分ではなかろうかと思います。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　はい。そうするとこの疑うっていう言葉をであれば、疑われればその後に１００分の１とか４人とフックがあるので、そこでセーブがかかるっていう認識で持っていけるかなというところも考えられるんですけれども、疑われるっていう言葉にすると、取りあえず疑われれば何でも取りあえずいいっていう意味合いにはならないかなという心配もあります。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ですので疑うに足るなんですよね。何でもかんでも疑惑、要するに何もないところからこれは疑惑だといって、そういった請求を阻止するために、疑うに足る資料、書類というのを必要としているわけですから、そういった要件というか疑うに足る資料なので、「証する」という言葉の違いではありますけれども、証明するとまではいかなくても、こういった理由から疑うに足るものではないかという資料の添付を求めてるもんだと思うので、そこに関しては乱発することをそこまで危惧しなくてもいいのではないかと思うんですが。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　はい。すいません。私の言葉が足りませんでした。私、疑う足るがそういうふうだというふうな話を今ちょっと私はしてる。疑うに足るなので、これはそういう疑う

に足るをその可能性があるっていう、もう本当可能性の話をまず一旦受けるっていう意味。
○矢田貝委員長　門脇委員。
○門脇委員　それが本来の政倫審の設置の目的であるはずです。要するに、まだ分かってはないわけですよね。違反があったと分かっているのであれば、先ほど繰り返しになりますけども、そもそも政倫審というものを設置する必要性がないわけです。もう違反が明確になっているわけですから。なので本来の政倫審の目的は何かというところをまず立ち返っていただいて、疑いがあるものに対してどうかという審査をするわけですから、ですから疑うに足る資料というのが必要。それ以上のものを求めると、今度は政倫審の設置理由がなくなってしまうのではないかという話です。
○矢田貝委員長　渡邉委員。
○渡邉委員　だとすると逆に「証する」のほうがいいのかなというふうに、私、のお話を聞いてて思うんですけれども、やはりこの出すほうにこれ政倫審、そして倫理条例、とても重いものだと思います。市民の皆様、議員の皆様もこのこれだけの数を持って提出をするというところなので、きちんと、疑うというところでなく、出す側もしっかり「証する」資料、書類を揃えた上で提出してもらったほうがいいのではないかなというふうに今の今のお話を聞くと思いました。
○矢田貝委員長　門脇委員。
○門脇委員　今の渡邉委員の「証する」という意味のニュアンスとしては、先ほど私が申し上げた証明という意味でよろしいですか。使われてる意味は。
○矢田貝委員長　渡邉委員。
○渡邉委員　今、門脇委員が説明した疑うに足るという言葉から、そうするんであれば大切な政倫審ですからきちんと責任を持った、出す側も責任を持った書類、資料を出すというほうが何か適切なのではないかなと今門脇委員の話を聞いてより思いました。
○矢田貝委員長　門脇委員。
○門脇委員　疑うに足るという文言がですね、要はちょっとあらぬ疑いをかけているというふうに取られている方が多いかと思いますけれども、実際に他市の事例において疑うに足る資料とかそういう使われ方を現在しているわけですね。ですので疑うに足るという言葉自体は何も問題はないものと思ってます。私はなぜ「証する」ではなく疑うに足るにしたほうがよいと言っているかというと、これ過去の事例がありまして、１０年前です。競争入札において贈収賄という事件がありました。これも一般質問で少し触れたかと思いますけれども、その際にですね、被告が当時の議員に対して贈物をしていたということを供述で述べられています。疑いがかかったわけですね。そのときに市民の方から政倫審の設置の請求が出されました。そのときに添付された資料として判決文、こちらが添付されております。今手元にあるんですけれども、この判決文の中で被告の供述が載ってます。「盆、暮れに市議会議員にも商品券を贈っていたのは、困ったときに相談に乗ってもらったりアドバイスしてもらおうというのが主な目的でした」と、こういった供述が載っている資料を付して政倫審の設置請求をされています。結果、棄却されました。つまり設置されていないわけです。これなぜ設置されなかったかというと、政治倫理条例第７条に規定する請求の要件が整っていないため受理できませんというふうに当時の議会議長が返答を出されています。つまり、この付された資料が、この政治倫理条例７条に書かれている「当該違

反する行為を証する書類」に当たらなかったわけです。つまり証明するに当たらない。もしこれが仮に、疑うに足る資料を添えという文言であったならば、もしかしたらこれは政倫審が設置されていた可能性もあるのではないかと。なので本来この件は私は過去に溯って、当時、政倫審設置してきちんと調査をすべきだった事案ではなかろうかと考えます。これがこの現行の条文の「証する書類」という言葉によって受理できなかった。言い換えれば議会が受理をしなくても条文として使われる可能性が、今後そういった危惧をされるものと思われますので、これは「疑うに足る書類」に変えるべきというふうに考えるわけです。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　その事例の中身がね、分からない。事例を検討したことによって、この中身を見て証明できないというところなので、なかなかちょっと今の話ではよく分からないんですけれども、「疑うに足る」、「証明にする」、なかなかこれどうなんでしょう。どちらも結局今のところだけ同じような話をしてしまって堂々巡りになっているところはちょっと申し訳ないです。私も何度もやり取りをしながら今思っているところなんですが、両方とも結局のところ今のところは同じ意味なのかなと今ここまで話を聞いて感じてるんですが。

○矢田貝委員長　ちょっといいですか。ごめんなさい、言わせてください。

仮にですね、門脇委員の今ずっとおっしゃった「疑うに足る書類」として受け止められなかったために却下された前回の事例、そういうふうにも取られるのではないか、「証する」ということにしておくということが。もしかすると、「疑うに足る資料」とすることで前回も政倫審の設置に至ったのではないかということをおっしゃっていると思うんですけれども、それでもっても「疑うに足る書類」としても、疑ってよいだけの十分な理由根拠があるという書類として判断するかどうかっていうのは、条例の文にどう書いてあるかではなくて、その都度都度の提出された資料によってきちっと議会、議長が判断していくものじゃないかなというふうに思いますので、表現をどのようにしていくのかということについてずっと議論するというより、皆さんで共有できれば次に進めるものではないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。これを変えておくことによって次政倫審の設置請求があったときに、判断が変わってくるということが実際にあるのかなってちょっと私は思って、その都度の出された書類でもって判断してくるのではないと思うんですね。

伊藤委員。

○伊藤委員　私も委員長おっしゃったようにそう思うんですね。「疑うに足る書類」って言っても、それが足るかどうかっていう判断はやっぱり議長がするべきなので、「証する書類」とそうそう変わりないのかなと思ったりもします。できなかったときのことを門脇委員はおっしゃってるですけど、私が何かちょっとこれ心配だなと思うのは、何かその疑いをかけようとしてかけられてしまったときには、とてももっともっと厳しいことになってしまうので、やっぱりこれは渡邉委員がおっしゃったように「証する書類」のほうが適切ではないかなと思ったりもします。同じような意味でも乱発されないように、何か今のこの時代なので捏造だとかＡＩでいろいろ作られてしまったみたいなようなことも考えると、やっぱり「証する書類」のほうがより適切ではないかなと思ったりします。以上です。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　「証する」っていうところに何が係ってるのかっていうところで、多分最初

門脇委員がおっしゃったのは、「違反する行為があると認めるときは」っていうのが、もう行為があったっていうことを証明するっていうことだから、それだともう意味がないと。その部分を「疑われる行為があると認められるときは」っていうそこの違いだと私は思ってるので、「疑われる行為だと思われる」、そういう書類、「疑うに足る」っていうところだと、足る書類でも証する書類でも確かに違いはないのかなと私の中では思ったので、「認める行為」じゃなくて「疑われる行為」っていうところをもう変えれば意味合いは一緒なのかなと思いました。私の感想としては。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　私も「証する」で、そのままのほうが私は伊藤委員も言われたように、疑いを持たれる行為というようよりも、そちらのほうがなんかきちっとしている意見っていうか、その書類的にはそういうもんだというふうに私的にはですね、判断いたします。以上です。

○矢田貝委員長　いかがでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　請求の定数などの議論もありますけれども、やはりまずはその前に今の話ですよね。「証する」でいいのかどうか、「疑うに足る」というところで、多くの方は「証する」でいいんではないかというお話があったんですが、最後ちょっとお話ししますけれども、「証する」というのがですね、一般的には「証明する」と「違反を証明する」という意味合いになりますから、それほどの資料を提出するということは、繰り返しになりますけれども、その時点で政治倫理条例に対する違反が認められる書類ということになるわけですね。だとすると、政倫審の設置目的は本来何なのかと。疑われる事案があったときにそれを審査するというのが政倫審の本来の設置目的ではなかろうかと思いますので、だとするならば「証する書類」があるんであれば、政倫審まで設置する必要があるのかということになってしまうかと思いますので、その辺は言葉のニュアンスのあやかもしれませんけれども、まずはそこの議論を経てその後に人数とか定数、請求要件というのが流れかなと思います。皆さんの総意で「証する」というところが適切ということであればそのように決定していただいてもいいかなとは思うんですけれども、再度ちょっとこれだけは申し述べておきたいと思います。

○矢田貝委員長　御発言、ほかにございますか。それでは先ほど門脇委員が皆様で決めていただくならばということで最後の御発言もいただきました。このことについてはまず、次の全体をまとまった資料の提出の際には「証する」というところでまとめて進めさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と声あり〕

○矢田貝委員長　では、確認させていただきました。

その他、それぞれの４人であるとか、５人であるとか、設置に向かってのというようなところは細かいところとして次回協議していく必要があると思うんですけれども、もう一つ市民からの請求なのか、その他職員・議員からの請求なのかというところにも各御意見の表明に違いがあったようですけれども、このことについてはどうでしょうか。意見を少しいただきたいと思います。

又野委員。

○又野委員　ちょっと具体的な話とは変わるかもしれないですけれども、例えばこの審査の請求がなくても、議長が判断すれば設置ができるっていうところは変わらないっていうことでいいんですよね。

○矢田貝委員長　最後ですね。最後の判断ですね。

○又野委員　最後の判断というか、その審査の請求がなくても議長が判断するっていう、審査がないと議長はその判断ができない、

○矢田貝委員長　請求がないとですね。

○又野委員　そういうことなんですかね。基本的に、ごめんなさい。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　私は案としてですけれども、議長の判断でできるようにしたほうがいいのかなというふうに一応書いてます。すみません。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　前の分についての政倫審を設置するかどうかのときは、そういう要件とか無しで会長・幹事長会議のときに話が出て、今回はもう時間が迫っているというのもあって、前任期の間はですね、設置するのはやめようというような判断になったと思うので、この要件とかがなくてもそういう場で議長が判断できるものなのかなと私は思ってたんですけれども、そういうわけではないんですかね。ごめんなさい、ちょっとそこら辺、ちょっと勉強不足でした。すみません。

○矢田貝委員長　毛利事務局長。

○毛利事務局長　前回の政治倫理審査会の設置についての今発言がありましたけれども、それについては、議員のほうから審査の設置請求が出たものに対して代表者会、会長・幹事長会議のほうでその流れが審議されたというふうになっておりますので、議長の判断で審議・設置を判断したということではなくて、あくまでも条例に基づいた審査の請求・設置の請求があって、その段階において審議されたというふうになっておりますけれども。

（「議長が判断できるかどうかというところですよ、今聞きたいのは」と声あり）

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村事務局次長　今の条例上では市民から議員の連署をもって請求がないと審査会というのは設置ができません。前回、議員さんのほうから審査請求というかそういった形の文書が出されましたけれども、それにつきましてはあくまで審査会設置の要件にはなってないので、要望として受け止めさせていただいたという流れにはなります。あそこで例えば審査会を設置しようということになったとしましたら、市民の方から出していただかないといけないといった流れにはなるかなと思います。以上です。

○又野委員　なるほど、分かりました。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　そうすると確かに市民からだけだとかなりハードルが高い部分もあるので、議員からのっていうのもあっていいのかなと思いました。以上です。

○矢田貝委員長　矢田貝発言します。

今の現状分でいくと、とにかく市民はというところです、まずはですね。そこのところ、そして４人以上の議員が連署して議長に審査請求をするという流れで、あくまでも市民発という流れなわけです。それをその他の発議の仕方も協議していくのかというところにつ

いて整理してまいりたいと思います。
　塚田委員。
○塚田委員　ですから我々が出した内容で、「議員にあっては４人以上の連署をもって行うとする」っていうのが付け加えられているので、こういった文章があったほうが議員からもできるという形になるんじゃないかと思われます。
○矢田貝委員長　津田委員。
○津田委員　ちなみに公明党が参考にしたほうがいいという多治見市はですね、市民にあっては選挙権を有する者の５０人以上でその署名、それであと議員にあっては５人以上の者の連名・連署をもってというふうになっておりまして、それが必要っていうかですね、それについては必要な規定等っていうのが協議が必要じゃないかというふうにうちとしては出してるので、その辺は考えていけばいいのかなというふうに考えております。
○矢田貝委員長　塚田委員。
○塚田委員　塚田委員。付け加えてですけど、やっぱり人口的な部分と議員の定数部分で人数の配分とかっていうところは考えていかないといけないかなと思いますので、いろんな他市の分を見ながら、他市のところの人口がどれぐらいで市民に対しての人数がどうなのかとか。議員定数が何ぼだから何人なのかっていうところも見ながら米子市のほうに落としていくっていう人数の見方がいいんじゃないかなと思いますに、で、私達が出してるのが大体の人数の配分が同じようなところの部分を探してっていうのもありまして、市民は１００分の１と、委員は４人以上ということにさせてもらってますので、他の皆様出していただいてる部分、８分の１とか１００分の１とかっていうのはありますけど、そこら辺も皆さんと議論して決めていけたらなと思っています。
○矢田貝委員長　市民並びに議員っていう部分については共有が図られつつあるのかなというふうに思います。公明党議員団の中にあります「職員から」というところについて、次回の協議の中に残していくのかというところ、職員について触れられているのはここの会派だけではないかと思うんですけれども、この点について御意見を頂戴したいと思います。
　塚田委員。
○塚田委員　ちょっとあの「職員から」っていうのはなぜ「職員から」っていうのが出たのか、ちょっと考えを聞かせてもらってからちょっと落とし入れたいなと思いますが、どうでしょう。
○矢田貝委員長　門脇委員。
○門脇委員　すいません、ちょっと「職員から」私見つけられなくて、公明党さんのほうですかね。
（「上にある」と声あり）
　上ですか。職員の方ももちろん議員ではなく、議員も市民に入れてもいいと思うんですけど、市民かなと思うので、あの市民で扱ってもいいのかなとは思うんですけれど。
○矢田貝委員長　伊藤委員。
○伊藤委員　私もあえて職員っていうよりかは、市民に入れたらいいのかなと思ったり。だから、そこのなぜ職員っていう何かその理由がはっきりあれば何か聞かせていただきたいですが。以上です。

○矢田貝委員長　私がいいでしょう。発言させていただきます。

職員っていうところのハラスメントのところと考えながらここをつついたので、私が入れ込んだというふうに記憶をしております。でも、市民と同じ立場で請求できるのではないかということであれば、あえて職員と入れなくてもいいのかという気がいたします。なので、皆さんの総意で外してということであれば外すことは可能です。外すということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　もう一つ、今さっき門脇委員から議員も市民なので市民に入れていいんじゃないかっていうことだったですか。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　私現行の条文で「市民は」って書いてあるところに議員も含まれてるのかなという解釈でしたので、ただ分かりにくいので、市民又は議員というのを、明確に議員という言葉は入れてもいいんじゃないかとは思ってます。

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　我々議員はやはり市民から選ばれた立場でありますので、やはり市民の代表である我々の２６人の中の何名かが、何名以上が連名でこう書いてあったらもうそれで出せるんじゃないかっていうところで、議員は何名以上、市民は何百分の１とかっていうほうが分かりやすいんじゃないかと思っての我々の出してる文章でございます。

○矢田貝委員長　ほかに皆様御意見ありますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員　現行の条文はここの市民は何人以上っていうのはないんですよね。私はどちらにしても議員が４名以上連署するということで、何ですかね、そこで判断できるので、何人以上とか、市民何人以上とか、何人必要だとかっていうのはなくてもいいのかなと思ったりもします。例えばさっき委員長もおっしゃられたハラスメントの場合は、それこそ私がハラスメントを受けたことに皆さんも賛同してくださいっていうようなことで、活動しなければいけないとかそういうことになってしまうと、それもそれでちょっとしんどいかなと思ったりもするので、そこは何人以上よりかこのままでもいいのかなと。例えばもっと大きい事件になるようなことだと何人以上というようなことでもいいと思うんですけれどもの、その市民のたくさんの何十人とかそういうふうな固まりを作ること自体がとてもハードルが高くなるんじゃないかなと思いました。以上です。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　確かにその市民の皆さんの人数の要件っていうのは、「疑うに足る」か、ちょっとそこら辺の文言はあれですけれども、そういう何かしらの書類を携えてというか添えてということになるので、人数というよりは個人でもそういう行為があったというふうに疑われるようなものが証明されるものがあれば、議員もそれに対して「確かにそれはもう疑って当然だ」ということで連署、連名することになると思うので、伊藤委員言われたように人数要件なくてもいいのかなと今思ったところです。以上です。

○矢田貝委員長　発言させていただきます。

現状文でいきますと、まず市民の審査の請求があり、人数は書いてありませんけども、

そこに議員４名以上が名前を連ねて請求するっていうことになっているんですね。ここに市民の人数を入れるのかどうかっていう話と、ちょっと混乱というか入り組んじゃってるなというふうに思うんです。伊藤委員のおっしゃるみたいに例えば１人であっても動きたいなって思う方に議員が４名以上連署すれば請求ができると理解するんですけど、ここのところを次の委員会で整理していくということに残しましょうか。どうでしょう。

門脇委員。

○門脇委員　残すかどうかもそうなんですけど、今残ってるのは多分市民からの請求要件とあとは議員からの請求要件、もしくは現行の条文「議員４人以上の連署」っていうところの議論になろうかなと思いますので、それを今するか持ち越すかっていうことだと思うんですけども。今その部分が残ってるかなとは思ってます。

○矢田貝委員長　そこは共有いただけますかね。市民発ですと、もしかすると市民は抜いて市民の代表である議員４名以上の連署でもって審査請求ができるという捉え方をしていらっしゃる方があればそこは整理しておきたいというふうに思いますね。次にしますか。確認、皆さんどう理解されてます。

伊藤委員。

○伊藤委員　私も勉強していきたいと思います。次にしていいと思うんですけど、この緑風会さんが出しておられるのが全国の状況でいろいろあるんですけど、やっぱり１人でもか、堺市、これは築上町、どうかな。ここに１人でも可っていうところがあるので、何かいろいろやってきて協議していくと、これって逐条解説とか作ってないですよね、元々議会基本条例は作っているけれども、とても倫理条例、ちょっと。

（「あります」と声あり）

あるんですか。失礼しました。

なので、そこら辺のところを入れ込みながら、どうしてこういうふうにしたんだっていうようなところがあればいいのかなと思ったりもします。だから市民は、私の意見としては市民は１人でも何十人でも議員４名の連署があればオーケーで、あと議員は議員で４名以上の連署で請求するということができれば、それでいいのかなと思います。以上です。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　持ち帰って、もう一回やったほうがいいのではないかと私は思いますけれども、皆さんがよろしければここで決めてしまえばいいですし、私は持ち帰りのほうがいいなと考えております。

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　私も津田委員と同じで、持ち帰ってちょっとここは一番重要になってくる部分じゃないかなというところで、先ほど伊藤委員もおっしゃったように、議員の４人だけでできるのか、市民から出たプラス議員４名以上の連署が必要なのかっていうところも本当細かい部分になってくるんでしょうけど、ここら辺はもっと話し合ってやっていったほうがいいかなと思います。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　すみません、ちょっと事務局に１点確認しておきたいんですけど、現行の条文の「市民は」っていう部分、これ例えばさっき私は解釈として議員も市民の中に入っているというふうに解釈をずっとしていたんですけれども､例えば１人の議員が請求すると、

そのときにその他４人の議員の連署を添えて提出した場合っていうのは、これは請求になるんでしょうか。ちょっとどういった認識で現行の条文が運用されているかというところだけ確認をさせていただきたいなと思います。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村事務局次長　議員さんも市民ですので、厳密に言えば議員さんの１人が市民として名前を出されて議員の連署を添えてっていうのはできないことはないのかなとは思いますけど、そこはちょっと確認をしないといけないんですけれども、実際そういう議員さんも市民であることには変わりないですので、そこは駄目だということではないのかなというふうな認識ではいますけれども、正確なところはちょっと確認はさせていただきたいと思います。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ということですので、現状でもちょっと確認したりとか少しはっきりとしてない部分があるかなと思いますので、やはり明確にその市民、そして議員という文言は入れて検討したほうがいいのかなというところです。

○矢田貝委員長　そのほか皆様から御意見ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長　では今日はここで終わりとさせていただきたいと思います。６条と７条について、次は深めていくことができればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

関連する資料につきましては次回の委員会までに皆様に一旦共有させていただきたいと思います。

次回の開催についてでございますけれども、１０月の閉会中の常任委員会の開催予定３日間の中で調整をしてまいりたいと思います。今考えておりますのが、１０月１４日の水曜日または１０月１５日の木曜日いずれかの開催をさせていただければなというふうに考えておりますが、改めてお知らせをさせていただきます。

以上で議会改革特別委員会を閉会いたします。

午前１１時４８分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会改革特別委員長　矢田貝　香　織